

## 【共通義務確認訴訟】

## 学校法人順天堂（順天堂大学医学部）を提訴 受験料等の返還を求める

2019年10月18日、当機構は順天堂大学を運営する学校法人順天堂を被告として、同大医学部の平成29年度・平成30年度の入学試験において浪人生および女性に対する不利益な扱いがあったことによる受験料等の返還を求める共通義務確認訴訟を提起しました。これは消費者裁判手続特例法にもとづく訴訟としては第3号です。（第1号は同様の医学部入試関連、第2号は仮想通貨に関する情報商材関連です。）

当該大学は2018年10月、医学部入学試験に関して文部科学省から指摘を受けたとして第三者委員会を設置しました。その後、12月に第三者委員会の緊急第一次報告書が公表されました。その報告書によると、当該大学は浪人生および女性に対しては現役男性よりも厳しい合否基準を設定し合格しにくくなるように操作していました。

〔浪人生に対する不利益な取り扱い〕

一般A方式の一次試験において浪人年数に応じて合否判定基準を異なるものとし、浪人年数の長い受験生ほど合格しにくくするというもの。なお、女性の浪人生は男性の浪人生よりもさらに厳しい合否基準が設定されていました。

〔女性に対する不利益な取り扱い〕

上記に加え、一般A方式、一般B方式、センター・独自併用方式及びセンター利用方式の二次試験の合否基準を男性より高い水準に設定し、合格しにくくするというもの。なお、二次試験においてこのような不公平な取り扱いとした理由について当該大学は次のように説明しています。

～当該大学のウェブサイトより～

長年の経験から女子の面接評価点が高いという結果を得ていたことによります。平成25年から30年の面接評価点は、女子が男子に比較して平均して0.20点高い結果となっています。一般的に大学入学時点の年齢では、女子の精神的な成熟は男子より早く、相対的にコミュニケーション能力が高い傾向にあります。この傾向は学問的にも証明されています。従って、上述(1)の合否判定基準は、これらの客観的なデータに基づいて、判定の公平性を確保するために男女間の差異を補正するものと考えていました。

当機構は、当該大学に対してこのような不利益な取り扱いを受けた受験生に受験料等を返還するよう申し立てましたが、当該大学の回答（趣旨）は不利益な取り扱いにより不合格となった受験生に対しては追加合格や受験料返還などの対応をするが、合否判定に影響のなかった受験生に対して当機構の申し立てのような対応をする予定はない、というものでした。

当機構はこの回答を受けて、第1号訴訟（東京医科大学）と同様に、公正であるべき大学入試における不公平な合否判定という不法行為・債務不履行を司法に問う必要があると判断し、当該大学に対する共通義務確認訴訟の提起に踏み切りました。